



報道発表資料の配付日時 3月22日(水) 13時30分

発表項目 (行事名)	選挙をきれいにする国民運動北海道本部における声明について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>選挙をきれいにする国民運動北海道本部において、第20回統一地方選挙に当たって、別紙のとおり声明を決定しました。</p> <p>この声明は、各政党代表者及び立候補予定者に送付し、要請することとしています。</p> <p>○ 配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 声明文 ・ 選挙をきれいにする国民運動北海道本部設置要領 		
参考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	選挙をきれいにする国民運動北海道本部事務局 北海道選挙管理委員会事務局内 担当：岡部、高橋 (内線23-522) (直通011-204-5153)		
-------------	--	--	--

声 明

近く、第20回統一地方選挙が行われます。

選挙は、民主主義の基本であり、とりわけ統一地方選挙は、住民が身近な地方政治に対して、意思を表明する重要な機会であります。

有権者の皆さんには、投票は国民一人ひとりが政治に参加する最も重要な機会であることを十分に認識いただき、候補者の主義主張をよく見極め、自らの意思で必ず投票していただきたいと思えます。

また、政党、候補者及び選挙運動関係者には、お金のかからないきれいな選挙を実現するため、公職選挙法のルールを守り、違法と疑われるような行為を厳に慎み、良識ある行動をとられるよう強く要望します。

私どもは、違反のない公正な選挙の実現に向けて最大の努力をばらうとともに、皆さんの自覚と行動によって、明るくきれいな選挙が行われることを心から期待します。

令和5年（2023年）3月22日

選挙をきれいにする国民運動北海道本部

選挙をきれいにする国民運動北海道本部設置要領

昭和50年3月8日

本部決定

平成28年6月10日

一部改正

1 趣 旨

選挙をきれいにし、選挙に金がかかりすぎる弊風を根絶することを、道民は、ひとしく期待し、その実現を切望している。

これは、選挙制度や選挙関係法規の改正のみにより実現されるものではなく、政治に携わる者が自らえりを正すとともに、道民も、主権者としての政治的自覚を高めることにより達成される。

国会においても、選挙の明正に関する決議がなされ、これを受けた政府は、選挙をきれいにする国民運動を展開して、政治に対する国民の信頼を回復すべく積極的に取り組んでいるところである。

このような気運を契機として、選挙をきれいにするために、本道の実情に沿った強力な道民運動を推進する必要がある。

ここに「選挙をきれいにする国民運動北海道本部」を設置し、その実効を期するものとする。

2 事 業

この本部は、次の事業を行う。

- (1) 選挙をきれいにする国民運動推進に関する基本的大綱を決定すること。
- (2) 選挙をきれいにする国民運動推進に必要な関係機関の連絡調整を図ること。
- (3) その他選挙をきれいにする国民運動推進に関する必要な事項

3 組 織

- (1) この本部は、本部長及び本部員で組織する。
- (2) 本部長は、北海道明るい選挙推進協議会会長をもって充てる。
- (3) 本部員は、次の者をもって充てる。

北海道女性団体連絡協議会会長

北海道青年団体協議会会長

公益財団法人北海道地域活動振興協会理事長

北海道新聞社社長

朝日新聞北海道支社長

毎日新聞北海道支社長

読売新聞北海道支社長

日本放送協会札幌放送局長

北海道放送株式会社社長
札幌テレビ放送株式会社社長
北海道テレビ放送株式会社社長
北海道文化放送株式会社社長
株式会社テレビ北海道社長
北海道市町村選挙管理委員会連合会会長
札幌市選挙管理委員会委員長
北海道選挙管理委員会委員長
札幌高等検察庁刑事部長
北海道警察本部刑事部長

- (4) 本部に幹事を置き、本部長が委嘱する。
(5) 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を補佐する。

4 庶務

この本部の庶務は、北海道選挙管理委員会事務局において行う。

[幹事名簿]

北海道女性団体連絡協議会事務局長
北海道青年団体協議会副会長
公益財団法人北海道地域活動振興協会事務局長
北海道新聞社報道本部長
日本放送協会札幌放送局報道課長
北海道総合政策部知事室広報広聴課長
北海道市町村選挙管理委員会連合会事務局長
札幌市選挙管理委員会事務局長
札幌高等検察庁刑事事務課長
北海道警察本部捜査第二課長
北海道選挙管理委員会事務局長

附 則

この要領は、昭和50年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月10日から施行する。